個人住民税に係る特別徴収義務者を指定

平成20年度より徳島県と県内全市町村が連携し、個人住民税の特別徴収(給与天引き)実施への取り 組みを行っています。

そこで、平成24年度以降特別徴収を実施されていない事業所のうち、従業員が一定規模以上の事業所から順次、特別徴収義務者に指定のうえ特別徴収を実施していただいています。

●対象となる事業所

開始年度	指定対象となる従業員の規模
平成25年度	2 5 名以上
平成26年度	2 0 名以上

- ※対象となる事業所には、特別徴収義務者の指定 についての予告通知を順次送付しています。
- ※普通徴収を希望された場合であっても、特別徴収すべき法定要件に従業員が該当している場合は、 特別徴収をお願いすることとなります。

●法定要件に該当する従業員

前年中に所得があって住民税が課税される方で、 特別徴収義務者から4月1日現在、給与の支払い を受けている(退職者等は除く)方です。

●特別徴収の内容

事業所(給与支払者)が特別徴収義務者となり、 従業員に課税された個人住民税(市・県民税)を 毎月の給与から源泉徴収し、各市町村へ納付して いただく方法です。

毎月納付していただく税額は、各市町村が計算をして通知いたしますので、所得税のように事業 所が税額計算を行う必要はありません。

特別徴収義務者の指定理由

地方税法ならびに本市条例の規定により、原 則として所得税の源泉徴収義務のある事業所(給 与支払者)は、すべて特別徴収義務者として従 業員の個人住民税(市・県民税)を特別徴収す るものと定められています。

【お問い合わせ先】市税務課市民税担当(市役所1階)TEL32・3821/FAX33・3401

国民年金保険料の年末調整や確定申告は「領収書」・「証明書」の添付が必要です!

国民年金保険料は、所得税および住民税等の 申告において全額が社会保険料控除(非課税) の対象となります。また、配偶者やご家族の保 険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書(証明内容は、9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です)または領収書が必要となります。

控除証明書の送付のお知らせ

- ◎国民年金保険料を平成24年9月30日までの間に納付された方は、11月上旬に送付します。
- ◎10月1日から12月31日までの間に今年は じめて納付された方は、平成25年1月下旬 から2月上旬に送付予定です。

【お問い合わせ先】

徳島南年金事務所 (☎088・652・3114)